

議案第71号

多可町立幼稚園条例等を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

多可町立幼稚園条例等を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年12月6日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立幼稚園条例等を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 年 月 日

条例第 号

(多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年多可町条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中「

学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円
幼稚園嘱託医	1園につき	219,000円
	併設園の場合	109,500円
	人員給	474円
	管理手当	30,000円
幼稚園嘱託歯科医	1園につき	173,000円
	併設園の場合	86,500円
	人員給	474円
幼稚園嘱託耳鼻咽喉科医	1園につき	173,000円
	併設園の場合	86,500円
	人員給	474円
幼稚園嘱託眼科医	1園につき	173,000円
	併設園の場合	86,500円

	合	
	人員給	474円
幼稚園嘱託薬剤師	1園につき	40,000円
	併設園の場合	20,000円
保育所嘱託医	1所につき	109,500円
	人員給	474円
保育所嘱託歯科医	1所につき	86,500円
	人員給	474円

」を「

学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円
---------	-------	---------

」に、「

国民健康保険運営協議会委員	年額	10,000円
保育所嘱託耳鼻咽喉科医	1所につき	86,500円
	人員給	474円
保育所嘱託眼科医	1所につき	86,500円
	人員給	474円
保育所嘱託薬剤師	1所につき	20,000円

」を「

国民健康保険運営協議会委員	年額	10,000円
---------------	----	---------

」に改める。

(多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年多可町条例第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる学校園」を「多可町立小中学校」に改め、同条各号を削る。

(多可町学校給食センター条例の一部改正)

第3条 多可町学校給食センター条例(平成17年多可町条例第87号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、幼稚園」を削る。

(多可町防災行政無線通信施設条例の一部改正)

第4条 多可町防災行政無線通信施設条例(平成17年多可町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表地区遠隔制御装置の項設置場所の欄中「各キッズランド、」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円	学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円
幼稚園嘱託医	1園につき	219,000円	社会教育委員	年額	10,000円
	併設園の場合	109,500円	(略)		
	人員給	474円	国民健康保険運営協議会委員	年額	10,000円
	管理手当	30,000円	子ども・子育て会議委員	年額	10,000円
幼稚園嘱託歯科医	1園につき	173,000円	(略)		
	併設園の場合	86,500円			
	人員給	474円			
幼稚園嘱託耳鼻咽喉科医	1園につき	173,000円			
	併設園の場合	86,500円			
	人員給	474円			

現 行			改 正
幼稚園嘱託眼科医	1園につき	173,000円	
	併設園の場合	86,500円	
	人員給	474円	
幼稚園嘱託薬剤師	1園につき	40,000円	
	併設園の場合	20,000円	
保育所嘱託医	1所につき	109,500円	
	人員給	474円	
保育所嘱託歯科医	1所につき	86,500円	
	人員給	474円	
社会教育委員	年額	10,000円	
(略)			
国民健康保険運営協議会委員	年額	10,000円	
保育所嘱託耳鼻咽喉科医	1所につき	86,500円	
	人員給	474円	
保育所嘱託眼科医	1所につき	86,500円	
	人員給	474円	

現 行			改 正	
保育所嘱託薬剤師	1所につき	20,000円		
子ども・子育て会議委員	年額	10,000円		
(略)				

## 多可町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>次の各号に掲げる学校園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</u>（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>多可町立学校</u></p> <p>(2) <u>多可町立キッズランド</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>多可町立小中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</u>（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

## 多可町学校給食センター条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(業務)</p> <p><b>第3条</b> 学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目的を達成するため、多可町立小学校、中学校、<u>幼稚園</u>及びその委託を受けたこれらに準ずるものの学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を行う。</p>	<p>(業務)</p> <p><b>第3条</b> 学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目的を達成するため、多可町立小学校、中学校及びその委託を受けたこれらに準ずるものの学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を行う。</p>

多可町防災行政無線通信施設条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
名称	設置場所	名称	設置場所
(略)		(略)	
地区遠隔制御装置	町内各地区公民館等 各キッズランド、各小・中学校 町長が指定する各公共施設	地区遠隔制御装置	町内各地区公民館等 各小・中学校 町長が指定する各公共施設
(略)		(略)	